

香川県公職選挙運動公営等実施規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月20日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

香川県選挙管理委員会規則第1号

香川県公職選挙運動公営等実施規程の一部を改正する規則

香川県公職選挙運動公営等実施規程（昭和30年香川県選挙管理委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（区画数の変更）</p> <p>第11条の4 市町委員会は、前条第2項の規定による県委員会が指示する数が増加して変更された場合においては、既に設置されたポスター掲示場に設けられた区画に直接して増加した数に相当する数のポスターを掲示するための区画を設ける措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>（区画数の変更）</p> <p>第11条の4 市町委員会は、前条第2項の規定による県委員会が指示する数が増加して変更された場合においては、既に設置されたポスター掲示場に設けられた区画の左端に直接して増加した数に相当する数のポスターを掲示するための区画を設ける措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第11条の4第1項の規定は、令和7年6月17日から適用する。